

市有財産公募入札のしおり

淡路市管財課

公有財産の売却に係る一般競争入札を実施しますので、入札参加の希望がある場合は、このしおりをよくお読みいただき、次により申込みを行ってください。

1 対象物件の概要

申込番号	所在地	面積 (㎡)	地目	最低売却価格(円)
25-2	淡路市富島字島脇 1518 番	54.73	宅地	¥648,000.-
25-3	淡路市富島字香川西 1640 番	10.84	宅地	¥168,000.-
25-4	淡路市富島字香川西 1649 番他	88.97	宅地	¥2,650,000.-
26-6	淡路市富島字小倉 2036 番	354.28	宅地	¥5,920,000.-
27-3	淡路市富島字香川西中濱 1919 番	62.37	宅地	¥1,898,000.-
07-1	淡路市岩屋字鶴崎 2910 番 193	237.64	雑種地	¥4,345,000.-
07-2	淡路市富島字小倉 1957 番	50.91	宅地	¥824,000.-
07-3	淡路市郡家字宮ノ下 284 番 8	111.38	宅地	¥3,830,000.-

※ 必ず物件調書等をご覧の上、入札に参加してください。

2 入札参加資格

個人又は法人その他の団体を対象とします。ただし、次に該当する場合は、入札に参加することができません。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含みます。）の規定により本市における一般競争入札等の参加が制限されている者
- (4) 市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税に関し、未納の税額がある者
- (5) 淡路市暴力団排除条例（平成25年淡路市条例第9号）第2条第1号に定める暴力団、同条第2号に定める暴力団員又は同条第3号に定める暴力団密接関係者
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、更生計画認可決定又は再生計画認可決定がなされている場合は、この限りではありません。）
- (7) 反社会的活動のために利用するなど公序良俗に反する用に使用しようとする者
- (8) 対象物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (9) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づく破壊的団体又は当該団体の役員若しく

は構成員

3 物件の確認等

- (1) 現地案内・現地説明会は、行いませんので、入札参加希望者は、案内図等により現地を事前に確認してください。物件の写真・詳細事項等は、本市総務部管財課で公開しています。また、同様の情報を本市のホームページに登載しています。入札していただくに当たり、重要情報が記載されている場合がありますので、必ず、確認してください（現地については、入札参加申込受付期間中、敷地に入って確認いただけますが、周辺住民の方の迷惑にならないよう十分に留意ください）。
- (2) 土地の利用や建物を建築するに当たっては、建築基準法（昭和25年法律第201号）、条例等により指導等がなされる場合や開発負担金が必要となる場合がありますので、利用等に係る法令上の諸規制等については、必ず入札参加者自身において、関係機関に確認してください。
- (3) 物件調書と現状が相違している場合は、現状が優先します。
- (4) 対象物件の土地に係る土壌汚染・地盤調査については、実施していません。土地の利用に際しての土壌汚染・地盤調査及び土壌汚染・地盤の改良、浄化等並びにその費用負担等については、本市では対応しません。
- (5) 立木の伐採、雑草の草刈、切株の除去、フェンス・囲障・擁壁・井戸など地上・地下・空中工作物の補修・撤去などの負担及び調整は、物件敷地の内外及び所有権等権利の帰属主体のいかんを問わず、一切本市では行いません。
- (6) 上下水道及び電気など供給処理施設の引込みが可能である場合は、既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引込みを必要としますが、本市では、補修や引込工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は、一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者等にお問合せの上、落札者が各自で対応してください。
- (7) 越境物に関して、本市は、越境状態の解消や承諾書等の取付けは行っていません。
- (8) 越境物に関する隣接土地所有者との協議や電柱等の移設などについては、全て落札者において行っていただきます（契約後に判明した場合も同様です）。
- (9) 落札者は、面積その他物件調書に記載した事項について、実地に符合しないことがあっても、これを理由として契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、又は代金の減免を請求することができません。
- (10) 防災情報は、兵庫県CGハザードマップ・淡路市ハザードマップ等で確認してください。

4 契約の条件

- (1) 不動産等売買契約書の条文をよくご確認の上、入札に参加してください。
- (2) 物件は、現状有姿での引渡しとなりますので、必ず事前に現地を確認してください。
対象物件に存在する工作物や樹木等は、そのままの引渡しとなります。

5 入札参加申込み

- (1) 申込受付期間
令和7年7月11日（金）から同年8月4日（月）まで
申込受付時間は、午前9時から午後5時までです。

なお、土曜日、日曜日、祝日等、淡路市の休日を定める条例（平成17年淡路市条例第2号）に定める市の休日（以下「市の休日」という。）は、受付を行いません。

上記期間内に市に到達したものを有効とします。

郵送の場合は、書留又は簡易書留により送付してください。

(2) 申込受付場所（お問合せ先）

淡路市役所 総務部管財課財産管理係

〒656-2292 兵庫県淡路市生穂新島8番地 淡路市役所1号館 2階

TEL 0799-64-2540 FAX 0799-64-2565

IPTEL 050-7105-5038

(3) 申込みに必要な書類

- ① 入札参加申込書（本市指定様式）
- ② 誓約書
- ③ 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）※発行後3か月以内のもので原本に限ります。
- ④ 入札書

入札参加者は、入札書に必要な事項を記入し、記名押印（印鑑登録証明書と同じ印鑑を使用すること。）の上、封書にして投函してください。封筒の記載事項等については、別紙「入札書の封筒について」を参照してください。

⑤ 入札保証金

入札金額の100分の5以上とします。申込受付期間中に**入札保証金納付書（様式第1号）**に金額、納付者名を記入押印の上、会計課にて納め、**入札保証金預書（様式第3号）**を受領してください。

保証金の納付については、現金のほか、銀行又は別に指定する金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手でも可とします。また、入札参加書類を郵送により提出しようとする場合、保証金の納付については、別途市が指定する銀行口座への振込でも可とします。**ただし、入札保証金を振り込む際は、必ず事前に連絡をお願いします。**この場合において、金融機関の振込金受取書等、市が指定する銀行口座への振込済を証する書類の**原本**（コピーは不可）を入札参加書類と同時に申込受付期間内に郵送していただきます（振込口座等については“13 入札保証金を口座振込により支払う場合の指定口座”を確認ください）。

※ 落札者以外（一部を除く。）の入札保証金は、落札者の決定後に返還します。

(4) 申込みの手続

申込受付期間内に、申込みに必要な書類を申込受付場所に郵送又は直接持参してください。

（電話、ファクシミリ又はインターネットによる受付は、行いません。）

なお、書類に不足がある場合には、受付を行いません。

また、申込受付期間以後の受付は、一切行いませんので、注意してください。

(5) 申込時に交付する書類

入札参加申込受付証（入札参加申込書に受付印を押印したものの写し）

6 開札

(1) 開札の日時

令和7年8月6日(水) 午前10時から

(2) 開札の執行場所

淡路市生穂新島8番地

淡路市役所2号館 3階 大会議室8

(3) 開札の立会い

① 入札参加者は、開札に立ち会うことができます。

② 開札に立ち会わなかった場合は、開札の結果について異議を申し立てることはできません。

(4) 開札立会時に提示いただく書類等

① **入札参加申込受付証**

② **入札保証金預書**

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

① 予定価格を下回る価格による入札

② 入札参加資格がない者のした入札

③ 申込番号の記入のない入札（物件の特定ができないもの）

④ 入札保証金を納付しない者又は入札保証金が所定の額に達しない者がした入札

⑤ 入札者の記名押印がない入札

⑥ 入札金額又は入札者の氏名その他主要な部分が識別し難い入札

⑦ その他入札に関する条件に違反した入札

(6) 落札

落札者は、予定価格以上で、かつ、最高金額をもって入札した者としてします。

落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定します。

当該入札者のうち、くじを引かない者がある場合は、市が指定した者（入札に関係のない職員）が入札者に代わってくじを引き、落札者を決定します。

(7) その他

落札者が売買契約を締結しない場合又は落札後、落札者の書類調査等の結果、契約する資格がない者であることが判明した場合は、次点の金額を提示した者と協議し、その者と随意契約により売買契約を締結することがあります。

7 入札保証金の還付等

(1) 落札者以外（一部を除く。）の者が納付した入札保証金は、開札後返還しますので、会計課に**入札保証金預書及び入札保証金還付請求書（様式第2号）**を提出してください。

※ 還付請求書には、納付書と同じ金額、納付者名を記入の上、押印してください。

(2) 入札保証金は、その受入期間について利息を付けません。

(3) 落札者の入札保証金は、契約を締結するまでの間、市でお預かりします。また、売買契約を締結する際に、契約保証金として充当します。

8 契約の締結

(1) 契約の締結に必要な書類

① 身分証明書（法人の場合は登記事項証明書又は登記簿謄本）

（登記事項証明書の場合は「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」、「代表者事項証明書」のいずれでもかまいません。）

② 市税納付状況調査同意書

市外の者については、当該地方自治体の令和6年度分の納税証明書（特別徴収を含む個人市民税、法人市民税、固定資産税（土地・家屋・償却資産）、軽自動車税及び国民健康保険税に未納がないことを証明できるもの）を用意してください。

上記書類調査の結果、契約する資格がない者であることが判明した場合は、落札者は、その権利を失い、落札者が納付した入札保証金は、市に帰属することになります。

(2) 落札者は、落札決定の日から5日以内（市の休日を除く。）に、売買契約書により売買契約を締結しなければなりません。

(3) 落札者が期限までに契約を締結しない場合は、落札者はその権利を失い、落札者が納付した入札保証金は、市に帰属することになります。

9 契約保証金

落札者は、売買契約締結の際、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額（入札保証金を契約保証金の一部に充当します。）を現金にて納付しなければなりません。この契約保証金については、その受入期間について利息を付けません。

10 売買代金の支払期限

売買金額から契約保証金を除く金額については、市が作成した納入通知書により、一括して市が指定する日（契約締結日から30日以内）までに、市が指定する金融機関等に納入しなければなりません。

契約保証金は、落札者が納入通知書に記載された金額を納入したときに、売買代金の一部に充当するものとします。

落札者が納入期限までに納入通知書に記載された金額を納入しないときは、契約を解除することとし、契約保証金は、市に帰属することになります。

11 所有権等の移転等

(1) 所有権は、売買代金が完納されたときに移転するものとし、所有権が移転したときに現状のまま物件の引渡しがあったものとし、

(2) 所有権移転の登記は、売買代金全額の納付確認後、市が行います。

(3) 落札者は、対象物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業その他これらに類する業及び淡路市暴力団排除条例に規定する暴力団の事務所その他これに

類するものの用に供し、又は、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、又は対象物件を第三者に貸してはなりません。

12 費用の負担

不動産等売買契約書に貼付する収入印紙及び所有権移転登記に必要な登録免許税等、契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担になります。

13 入札保証金を口座振込により支払う場合の指定口座

金融機関名 あわじしんようきんこ しづきしてん 淡路信用金庫 志筑支店

種別 普通

口座番号 0372994

口座名義人 ひょうごけんあわじしかいけいかんりしゃ おきた まいこ 兵庫県淡路市会計管理者 沖田 麻衣子

※ 口座振込に係る手数料は、入札申込者自身の負担となります。

14 その他

- (1) この入札のしおりに定めのない事項については、全て地方自治法(昭和22年法律第67号)、自治令及び淡路市契約規則(平成17年淡路市規則第49号)の定めるところによって処理します。
- (2) 開発行為等を行う場合は、関係法令を遵守してください。

契約条項を示す場所及びお問合せ先

〒656-2292 兵庫県淡路市生穂新島8番地

淡路市 総務部管財課財産管理係

TEL 0799-64-2540 FAX 0799-64-2565

IPTel 050-7105-5038